

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和3年1月15日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月29日から同年2月18日まで縦覧に供する。

令和3年1月22日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 森西池地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 葛谷南地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 長谷西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 大横井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 浦山西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 浦山東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 新造川西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 久保地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 東神内地区	〃